

2022年5月9日

各 位

京急サービス株式会社

川崎市産業振興会館内の飲食店運営事業者募集について

川崎市産業振興会館内の飲食店施設において、来館者等への利便性向上の充実のため、健全で安定した経営のもと、良質な飲食サービスを提供できる事業者を募集いたします。

本応募の詳細は、下記の応募要項等をご覧いただき、申込み手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

記

応募要項

1. 施設概要

- 1) 施設名：川崎市産業振興会館
- 2) 所在地：川崎市幸区堀川町66番地20
- 3) 会館の構造：地下1階～地上13階
- 4) 開館日：年末年始および全館休館日を除く毎日
- 5) 開館時間：9時～21時

2. 事業概要

- 1) 事業名：京急サービス株式会社 飲食店運営事業
- 2) 設置場所：川崎市産業振興会館 2階
- 3) 使用面積：80.8㎡
- 4) 事業内容：事業者は、京急サービス株式会社が指定する会館内の一部を借り受け飲食店の運営全般を実施する。
- 5) 使用許可期間：事業開始日から2024年3月31日までとする。
(指定管理期間とする)

3. 参加資格

- (1) 許可内容を実行できる資力、信用、能力等を備えていること。
- (2) 直近2年間に、飲食店の運営実績を有すること。ただし、事業者側の一方的な都合により、履行義務の全部または一部を果たさなかったことが判明した場合は、参加資格がないものとする。
- (3) 不正および不誠実な行動がないこと。

(4) 次の欠格要件に該当しないこと

- ① 国税，地方税の滞納があるもの
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業，接待飲食等営業，性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者
- ⑤ 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 5 条第 1 号に規定する暴力団，同条第 3 号に規定する暴力団員等，同条第 5 号に規定する暴力団経営支配人等または同条第 7 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- ⑥ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項または第 2 項に規定に違反している者
- ⑦ 委託契約その他の契約を締結するに当たり，相手側が⑤，⑥のいずれかに該当することをしりながら，当該者と契約している者

4. スケジュール

主な日程は下記のとおりです。

- (1) 募集要項の公開開始：2022 年 5 月 9 日（月）
- (2) 説明会・見学会：2022 年 5 月 17 日（火）
- (3) 質問受付期間：2022 年 5 月 18 日（水）から
2022 年 5 月 24 日（火）16 時まで
- (4) 質疑回答：2022 年 5 月 31 日（火）
- (5) 提案書等書類の提出期限：2022 年 6 月 7 日（火）から
2022 年 6 月 16 日（木）17 時まで
- (6) プレゼンテーション：2022 年 6 月 23 日（木）14 時から（予定）
- (7) 運営事業者の選定：2022 年 6 月 27 日（月）
- (8) 決定通知：2022 年 6 月 28 日（火）

5. 募集要項のホームページ公開期間

ホームページ公開期間：2022 年 5 月 9 日（月）から 2022 年 6 月 27 日（月）

URL：<https://www.keikyu-service.co.jp>

6. 説明会

日 時：2022 年 5 月 17 日（火） 14 時から
場 所：川崎市産業振興会館
参加申込期限：2022 年 5 月 13 日（金） 17 時まで

申 込 方 法：説明会参加申込書（様式第 8 号）に必要事項を記入の上，メールでお申込みください。

送信後電話にて届いていることを確認してください。

提 出 先：京急サービス株式会社 産業振興会館事業所（川崎市産業振興会館 6F）
川崎市幸区堀川町 66-20

TEL：044-548-4111

FAX：044-548-4110

E-mail：kawasaki.sanshin_t48@keikyu-group.jp

7. 見 学 会

日 時：2022 年 5 月 17 日（火） 15 時から

場 所：川崎市産業振興会館

8. 質 疑 受 付

提 出 期 限：2022 年 5 月 24 日（火） 16 時まで

質問受付方法：質問書（様式第 7 号）に必要事項を記入の上，メールに添付し提出して下さい。（電話での質問は受けません）

提 出 先：京急サービス株式会社 産業振興会館事業所（川崎市産業振興会館 6F）
川崎市幸区堀川町 66-20

TEL：044-548-4111

FAX：044-548-4110

E-mail：kawasaki.sanshin_t48@keikyu-group.jp

提 出 方 法：メールでお申込みください。

送信後電話にて届いていることを確認してください。

9. 質 疑 の 回 答

日 時：2022 年 5 月 31 日（火） 16 時ごろ

回答方法：質疑者，会場説明会参加申込者全員に電子メールで回答する。

10. 企画提案書および添付書類提出

企画提案書

- ① 企画提案書（様式第 5-1 号）
- ② 勤務体制および勤務形態一覧表（様式第 5-2 号）
- ③ 食品に関する安全衛生管理・環境配慮の取り組み（様式第 5-3 号）
- ④ 事業の広報の取り組み・運営実績（様式第 5-4 号）
- ⑤ 再委託の内容（様式第 5-5 号）
- ⑥ その他提案事項（様式第 5-6 号）
- ⑦ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式第 3 号）
- ⑧ 暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報外部提供同意書（様式第 4 号）

添付書類

- ① 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
商業登記法（昭和 38 年法律第 1225 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本
- ② 定款，その他これに準ずるもの（法人の場合のみ）
- ③ 財務諸表類の写し
法人にあつては，貸借対照表，損益計算書等経営実績がわかるもの（直近 3 年分）
個人にあつては，所得税確定申請書（青色申告者の場合は，所得税青色申告決算書の写しを含む。直近 3 年分）
- ④ 納税証明書（写し可）
国税・地方税とも直近 2 年分（未納がないこと）各 1 部

提出部数：正本 1 部 副本 10 部

提出先：京急サービス株式会社 産業振興会館事業所（川崎市産業振興会館 6F）
川崎市幸区堀川町 66-20
TEL：044-548-4111

提出方法：2022 年 6 月 16 日（木） 17 時までに持参 郵送不可

11. プレゼンテーション

飲食店運営事業についての企画提案書の説明を行う。説明員は 3 名以内とし，説明時間は 15 分以内とする。

日 時：2022 年 6 月 23 日（木） 14 時から（予定）

場 所：川崎市産業振興会館 10 階 第 1 会議室

12. 運営事業者の選定

1. 審査

運営事業者の選定は，「京急サービス株式会社飲食店運営事業者審査会」にて実施する。

2. 評価項目

- ① 企画提案書の内容
- ② 経営実績
- ③ 運営および管理体制
- ④ その他

3. 運営事業者の選定

提出書類およびプレゼンテーションを総合的に評価し，運営事業者を 1 社選定する。
ただし，申込者が 1 社の場合はこの限りではない。

4. 運営事業者の選定

選定結果は，2022 年 6 月 28 日（火）までに公募申込書を提出した全事業者に文書にて通知する。

※審査に経緯等に関する問合せには一切応じない。

5. 選定後の手続き

選定された運営事業者は、審査結果通知後に、川崎市産業振興会館内飲食店の運営方法等について、京急サービス株式会社と打合せをし、契約書を取り交わすこととする。

13. 選定の取り消し

1. 運営事業者の選定後、提出書類および企画提案書に虚偽があった場合、または仕様を満たしていないことが判明した場合は、選定を取り消す場合がある。
2. 倒産等により履行することができなかった場合は、選定を取り消すことができる。
3. 1・2により取り消しとなった場合は、次点の運営事業者を選定する。

14. 公募申込辞退

1. 提出書類：公募申込辞退届（様式第9号）
2. 締め切り：2022年6月16日（木）まで必着
3. 提出方法：京急サービス株式会社 産業振興会館事業所（川崎市産業振興会館6F）
書留郵便での郵送または、持参してください。

15. そ の 他

1. 提出された書類の返却はしない。
2. 提出された書類の内容は、今回の運営事業者選定以外に利用しない。
3. 種類の内容について、確認または問合せを行う場合がある。
4. 企画提案書等の作成、提出に要する費用は運営事業者の負担とする。
5. 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
6. 原則として、書類提出後の記載内容の追加および変更は認めない。
7. 提出された書類は、川崎市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
8. 選定された運営事業者は、使用許可財産を転貸し、または使用権の譲渡をしてはならない。
9. 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

16. 問い合わせ先

1. 担 当 部 署：京急サービス株式会社 産業振興会館事業所（川崎市産業振興会館6F）
2. 住 所：川崎市幸区堀川町66-20
3. 電 話：044-548-4111
4. U R L：<https://www.keikyu-service.co.jp>
5. E - mail：kawasaki.sanshin_t48@keikyu-group.jp

以 上